[別添]確認資料

これは、第 10 回市民委員会で、委員より質問があった点について、委員会終了後、担当課に問い合わせ回答いただいたものです。

≪確認事項1≫ 第 10 回委員会議事録 P9 関係

【質問】 放課後児童支援員は平成32年度までに全クラブに配置が義務付けられているとのことですが、この配置とはそのクラブに所属していればいいということになるのでしょうか。それとも常時2名以上の放課後児童支援員がいる状態ということでしょうか。

【回答】 放課後児童支援員（有資格者）の配置については、クラブ所属は当然として、日々の放課後児童クラブの運営時に必ず 1 人は現場で保育（常駐）する必要があります。各クラブの配置人数は特に定めがあるわけではなく、2 人でも 3 人でも可です。クラブに 1 人の有資格者であると、その資格者が休暇をとっている際には不在となるため、より多くの有資格者が居るほうが、日々の勤務シフトが組みやすくなります。

≪確認事項2≫ 第 10 回委員会議事録 P14 関係

【質問】 以前、委員との意見交換の際に放課後児童クラブの一覧資料をいただきました。この資料の一番右の列にある「放課後児童支援員」（50 クラブに 109 名）というのはこの平成32年度までに配置が義務付けられている有資格者のことを指すのでしょうか。

【回答】 配置が義務付けられた放課後児童支援員（有資格者）の人数です。

【質問】 鳥取市としては、今後どの程度まで資格取得者を増やしていく予定でしょうか。全クラブの全スタッフでしょうか。それとも、全スタッフではなくとも確認事項1のように、常時有資格者が2名以上いる状態となるまで増やしていくという考え方でしょうか。

【回答】 確認事項1でお答えしたとおり、クラブ運営には必ず 1 人の有資格者が必要となるため、各クラブで運営上必要な人数と判断されるまでと考えています。（概ね 2 人から 4 人程度）しかし、資格を取得するために必要な研修の受講は、教員免許、保育士免許等を現有していない方は、現場での保育経験が 2 年以上かつ 2000 時間以上必要となるため、直ぐに資格を得ることができないことに加え、研修は年 1 回、8 日間の内容であり、1 コマ欠席でも保留となります。また、鳥取県東部で 100 人の定員制限があり、他町の出席状況により、希望しても受講できない可能性があります。

市としては、児童クラブ保育で職務を遂行する上での必要最低限の知識、技能習得、実践するための考え方、心得を認識していただくためには、全ての方に研修を受講していただき、有資格者となっていただきたい思いはありますが、現実的には難しいこともあり、市独自の研修等を行うことで、質の向上に努めています。

市独自の研修については、年 3 回実施しております。内容については、各児童クラブの支援員からの要望を受け、それに対応する様講演等を行っております。また、加えて福祉部局（障がい福祉課、子ども発達・家庭支援センター）と連携し、児童クラブにおける障がい児童、保育園から児童クラブへの移行支援についても、研修講演会を年 2 回行っております。いずれも、現場での困り感解消、支援員の質の向上を目的として行っており、児童クラブに勤務した後に受けていただいております。